

レンタカーのトラブルに注意！！

レジャーやビジネスなどさまざまな場面で利用されているレンタカーですが、「つけた覚えのない傷の修理代を請求された」、「こすり傷をつけてしまったが想定以上の高額な修理代を請求された」など返却時の修理代に関する相談が寄せられています。

【事例】 士別市 20 歳代 女性

2 日間レンタカーを使用し、返却する際に傷があると言われた。使用中に傷を付けたような衝撃はなかった。車の返却時、「傷があるため 5 万円を払わないと帰れない」と言われ、支払いを悩んでいたが、閉店 30 分前だったため、友人があせりクレジットカードで 5 万円を支払ってしまった。修理代の内容は聞いていないし、領収書も貰っていない。車の借用契約書は持ち帰れないと言われ、返却してしまった。

【アドバイス】

【事例】についてはレンタカー会社に確認したところ、5 万円は保険が適用され免責後の修理代あること、領収書はカードと一緒に友人に渡していること、傷は乗車中に衝撃があるほどの傷ではないため、気が付かない可能性があることを相談者に伝えました。

●利用前と返却時は時間に余裕をもつことが重要です。「覚えのない傷の修理代を請求された」というトラブルを防ぐためにも、利用前と返却時には、必ずレンタカー会社と一緒に内装も含めて傷や汚れを確認しましょう。利用前に車両の傷に気付いた場合は、細かいものであっても必ずチェックシートに反映してもらいましょう。また、利用前だけではなく返却時も写真を撮っておくことが有効です。

●保険や補償制度についてはレンタカー会社によって内容や適用条件が異なり、傷の修理や事故等について保険等が適用されない場合や、一定の自己負担が発生することがあります。特に保険や補償に関するルールは忘れずにチェックし、修理代の内容も含めて不明な点は納得するまで確認しましょう。

●事故を起こしたときや車に傷が付いた時は、その場ですぐに警察及びレンタカーへ必ず連絡しましょう。

トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。



消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

